

ひとりで
悩まないで

消費生活

平成24年10月より
巡回相談スタート!!

相談窓口

消費生活相談窓口では、

- 消費生活についての相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 相談は無料、秘密は厳守します。
- 電話や面談で、相談を受け付けています。原則予約制となっています。

●●●● こんな相談ありました ●●●●

注文した覚えのない健康食品が届いたけど…

健康食品の 送り付け

宅配便の商品代引きで荷物が届いたので、宅配業者に言われるがまま2万円支払ったが、開封してみると注文した覚えのない健康食品だった。送り主の事業者にお問い合わせすると「注文している」と言われた。覚えがないので商品を返品して、支払った2万円を返金してもらいたい。



相談員からのアドバイス

注文していないにも関わらず、勝手に商品代引きで送り付ける手口です。覚えがなかったり、少しでも不信に思った時は、すぐに受け取るのではなく、受取拒否をした上で家族に確認するなどして、荷物の信ぴょう性を判断しましょう。注文したものであれば再度宅配を依頼することもできるので、冷静に判断してください。

家庭教師の契約をしたけど、やっぱり断りたい…

家庭教師の 長期契約

1年間の家庭教師の契約をした。しかし、1回利用したが先生と合わなかったので解約することにした。違約金として翌月分の料金を請求されたが、本当に払わなければならないのだろうか。契約書面を確認してもよくわからない。



相談員からのアドバイス

期間を決めて行う家庭教師の契約は解約ルールが定められています。クーリング・オフは8日間ですが、その期間が過ぎても中途解約の規定があります。解約時期によって違約金の計算方法は異なります。長期間の契約ですので、無理はないか、よく考えて契約しましょう。また「授業に必要」と教材を同時販売することもあります。本当に必要な教材が注意しなくてはなりません。

STOP!!

だまされないための
5か条

1. 必要がなければはっきり断る
2. うまい話はまず疑う
3. 訳もなく財産、家族構成を教えない
4. 書面をよく読まずに署名したり、印鑑を押さない
5. 家族や公的機関に相談する



各市窓口の ごあんない

時間／10:00～16:00
予約／住民登録地の窓口

平成24年9月～25年3月まで、**310**件相談がありました
(平成24年9月は試行期間)

多治見市役所 暮らし人権課	月	金
☎ 22-1111(内線 1155)		
瑞浪市役所 市民協働課	火	
☎ 68-2111(内線 341)		
土岐市役所 秘書広報課 広報広聴係	木	
☎ 54-1111(内線 186)		